

第 84 回 定時株主総会招集ご通知



Design Your Business.

お客さまに合わせた最適解を

日 時 2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時15分)

場 所 名古屋市昭和区花見通一丁目41番地の2
名古屋市昭和 문화小劇場 ホール

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 吸収分割契約承認の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)9名選任 の件	
事業報告	31
計算書類	55
監査報告書	61

〈株主様へ〉

株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、ご来場を見合わせていただくことを推奨申し上げます。また、株主総会への出席に際しましては、新型コロナウイルス感染予防のため、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用など感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。なお、本株主総会は、感染予防のための措置を講じて開催させていただきますのでご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性の観点から、配付を取り止めさせていただいております。

(証券コード7875)
2022年6月7日

株 主 各 位

名古屋市昭和区白金一丁目11番10号
竹田印刷株式会社
代表取締役社長 木 全 幸 治

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、ご来場を見合わせていただくことを推奨申し上げます。その場合、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら4ページからの株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年6月23日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時45分）**までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
- 2. 場 所** 名古屋市昭和区花見通一丁目41番地の2
名古屋市昭和区文化小劇場 ホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第84期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件、ならびに会計監査人および監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 吸収分割契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

以 上

【インターネット開示について】

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.takeda-prn.co.jp>

【議決権行使についてのご案内】

4ページから30ページの株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

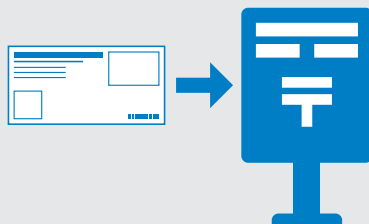
書面（郵送）による議決権行使

行使期限

**2022年6月23日（木曜日）
午後5時45分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

※各議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。



株主総会への出席

株主総会開催日時

**2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本年はご来場を見合わせていただき、左記の書面による議決権行使をお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任するに限られます。

なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性の観点から、配付を取り止めさせていただきます。

議決権行使につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-782-031**（平日午前9時から午後5時まで）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループが主力としております国内印刷市場は、デジタル化の進展による紙媒体の縮小、競争の激化、価格の低迷という構図が長期にわたり継続するなど、厳しい状況が続いております。このような中、業績向上に向け、当社グループでは顧客第一の基本方針のもと、顧客にとっての価値（顧客価値）を創造する課題解決（ソリューション）型のビジネスモデルの一層の強化に取り組んでおります。

今後は、当社グループのさらなる成長加速及び事業拡大並びにより強固な収益基盤構築のため、以下の事項を企図して持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

①グループ一体経営の実現

グループの経営管理機能を持株会社へ集約、グループの成長戦略の策定とグループ全体の経営管理に注力し、リーダーシップを発揮することにより、グループ一体経営を実現し、グループ最適視点での経営戦略の立案と意思決定の実現を図ります。

②グループ経営資源配分の最適化

グループ内の共通資源の再編・横断的活用等を図ることにより、グループ内シナジーの最大化と経営資源配分の最適化を図ります。

③意思決定の迅速化

各子会社への権限移譲を通じて、意思決定プロセスを短縮し、現場に近いところでの迅速な判断を図ります。

④事業構造の再構築

コア事業・ノンコア事業の成長性を把握し、事業ポートフォリオ管理を強化することにより、成長性促進のための事業の転換、多角化を推進し、新規事業開発、M&A等を含め、事業構造の再構築を図ります。

持株会社体制への移行のため、当社は、2023年4月1日（予定）をもって、当社の営む事業のうち印刷事業に関して有する権利義務を当社の100%子会社である竹田印刷分割準備株式会社、また半導体関連マスク事業に関して有する権利義務を当社の100%子会社である東京プロセスサービス株式会社に承継させる吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。本議案は、会社法第783条第1項に基づき、本件吸収分割契約の締結についてご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の概要

(1) 「吸収分割契約」（写）（竹田印刷分割準備株式会社）

吸収分割契約（写し）

竹田印刷株式会社（以下「甲」という。）及び竹田印刷分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、印刷関連事業に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲の営む印刷関連事業（以下「本件事業」という。）を吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：竹田印刷株式会社

住所：愛知県名古屋市昭和区白金一丁目11番10号

（乙）吸収分割承継会社

商号：竹田印刷分割準備株式会社

住所：愛知県名古屋市昭和区白金一丁目11番10号

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本件承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

- 2 前項にかかわらず、本件対象権利義務のうち、(i)法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は(ii)本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性のあるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
- 3 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

甲が乙の発行株式の全部を所有していることから、本件分割に際して、乙は、承継する権利義務の対価としての金銭等の交付を行わない。

第5条（本吸収分割による乙の株主資本の変動）

本件分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加せず、その他利益剰余金の額が2億50百万円増加するものとする。

第6条（取締役会の決議・株主総会の承認）

甲及び乙は、本契約の締結に先立って、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する取締役会の決議を経ていることを表明する。

- 2 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。なお、乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する株主総会の決議は不要とし、甲はこの扱いを承諾するものとする。

第7条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上これを変更することができる。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難になった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の失効）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかった場合、又は前条の規定に基づき本契約が解除された場合、効力を失うものとする。

第12条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを決定する。

2022年5月20日

(甲) 愛知県名古屋市昭和区白金一丁目11番10号

竹田印刷株式会社

代表取締役 木全 幸治

(乙) 愛知県名古屋市昭和区白金一丁目11番10号

竹田印刷分割準備株式会社

代表取締役 木全 幸治

(別紙)

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載す

る資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2022年3月31日時点の貸借対照表その他同日時点の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

現金、預金、未収入金、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、前渡金、前払費用、リース投資資産、リース債権、その他流動資産

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権、投資有価証券、関係会社株式、保険積立金、その他固定資産

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

リース債務、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金、その他流動負債

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

リース債務、長期未払金、退職給付引当金、その他固定負債

3. 承継する雇用契約等

次の各号に定める社員と甲との間の雇用契約その他全ての労働契約上の権利義務

(1) 効力発生日において主として本件事業に従事する社員（正社員、契約社員、パート社員、嘱託社員等を含む。）

(2) 甲が過半数労働者代表と締結する労使協定のうち、本件事業に関わるもの

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

本件事業に関し甲が保有する商標権、著作権

(2) 雇用契約以外の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位（取引基本契約上の地位については本件事業に係る部分に限る。）及びこれらの契約に基づき発生した権利義務。

ただし、後記5記載の承継しない権利義務に属するもの、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

5. 承継しない権利義務

効力発生日の前日までに本件分割に基づき承継する上記4(2)本文記載の契約に基づき発生した債権のうち、売掛債権、手形債権及び電子記録債権その他の本件事業に属する取引により発生した債権並びに当該契約に基づき発生した買掛債務、手形債務及び電子記録債務その他の本件事業に属する取引により発生した債務（ただし、リース債務その他の上記2記載の承継する負債に属するものを除く。）

(2) 「吸収分割契約」(写) (東京プロセスサービス株式会社)

吸収分割契約（写し）

竹田印刷株式会社（以下「甲」という。）及び東京プロセスサービス株式会社（以下「乙」という。）は、半導体関連マスク事業に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲の営む半導体関連マスク事業（以下「本件事業」という。）を吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：竹田印刷株式会社

住所：愛知県名古屋市中区白鳥一丁目11番10号

（乙）吸収分割承継会社

商号：東京プロセスサービス株式会社

住所：神奈川県藤沢市遠藤字北原2012番地4

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

- 2 前項にかかわらず、本件対象権利義務のうち、(i)法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は(ii)本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性のあるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
- 3 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

甲が乙の発行株式の全部を所有していることから、本件分割に際して、乙は、承継する権利義務の対価としての金銭等の交付を行わない。

第5条（本吸収分割による乙の株主資本の変動）

本件分割により乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加せず、その他利益剰余金の額が1億円増加するものとする。

第6条（取締役会の決議・株主総会の承認）

甲及び乙は、本契約の締結に先立って、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する取締役会の決議を経ていることを表明する。

- 2 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場

合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。なお乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する株主総会の決議は不要とし、甲はこの扱いを承諾するものとする。

第7条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上これを変更することができる。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難になった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の失効）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかった場合、又は前条の規定に基づき本契約が解除された場合、効力を失うものとする。

第12条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

2022年5月20日

- (甲) 愛知県名古屋市昭和区白金一丁目11番10号
竹田印刷株式会社
代表取締役社長 木全 幸治
- (乙) 神奈川県藤沢市遠藤字北原2012番地4
東京プロセスサービス株式会社
代表取締役社長 太田 稔

(別紙)

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2022年3月31日時点の貸借対照表その他同日時点の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

預金、未収入金、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、前渡金、前払費用、その他流動資産

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、リース資産、建設仮勘定、ソフトウェア、長期前払費用、その他固定資産

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

リース債務、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金、その他流動負債

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

リース債務、長期未払金、退職給付引当金、その他固定負債

3. 承継する雇用契約等

次の各号に定める社員と甲との間の雇用契約その他全ての労働契約上の権利義務

- (1) 効力発生日において主として本件事業に従事する社員（正社員、契約社員、パート社員、嘱託社員等を含む）
- (2) 甲が過半数労働者代表と締結する労使協定のうち、本件事業に関わるもの

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位（取引基本契約上の地位については本件事業に係る部分に限る。）及びこれらの契約に基づき発生した権利義務。

ただし、後記5記載の承継しない権利義務に属するもの、法人格が変わることに對し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

5. 承継しない権利義務

効力発生日の前日までに本件分割に基づき承継する上記4(2)本文記載の契約に基づき発生した債権のうち、売掛債権、手形債権及び電子記録債権その他の本件事業に属する取引により発生した債権並びに当該契約に基づき発生した買掛債務、手形債務及び電子記録債務その他の本件事業に属する取引により発生した債務（ただし、リース債務その他の上記2記載の承継する負債に属するものを除く。）

3. 吸収分割承継会社が当社に対して事業に関する権利義務に代えて交付する株式の数及び吸収分割承継会社の資本金・準備金の額の相当性に関する事項

(1) 竹田印刷分割準備株式会社

承継会社は、本件分割に際し、当社に対し、承継する権利義務の対価としての金銭等の交付は行いません。

この定めは、当社が、吸収分割承継会社の発行株式の全部を所有していることから、相当であると判断しております。

(2) 東京プロセスサービス株式会社

承継会社は、本件分割に際し、当社に対し、承継する権利義務の対価としての金銭等の交付は行いません。

この定めは、当社が、吸収分割承継会社の発行株式の全部を所有していることから、相当であると判断しております。

4. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(1) 竹田印刷分割準備株式会社

竹田印刷分割準備株式会社は、2022年4月1日に成立した会社であるため、確定最終年度はありません。同社の成立の日現在における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

貸借対照表

2022年4月1日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(純 資 産 の 部)	
流 動 資 産		株 主 資 本	
現 金 及 び 預 金	50	資 本 金	50
資 産 合 計	50	純 資 産 合 計	50

(2) 東京プロセスサービス株式会社

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,013	流動負債	1,458
現金及び預金	341	支払手形	9
受取手形	29	買掛金	95
電子記録債権	86	電子記録債務	129
売掛金	317	一年内返済予定長期借入金	1,000
原材料	122	リース債務	61
仕掛品	57	未払金	38
未収入金	47	設備未払金	10
前払費用	10	未払費用	32
固定資産	1,284	未払法人税等	9
有形固定資産	819	未払消費税等	21
建物	293	預り金	8
機械装置	103	賞与引当金	40
器具器具備品	14	固定負債	420
リース資産	101	長期借入金	300
土地	266	長期未払金	4
建設仮勘定	40	リース債務	43
無形固定資産	2	繰延税金負債	4
ソフトウェア	2	退職給付引当金	67
投資その他の資産	462	負債合計	1,878
関係会社株式	423	(純資産の部)	
投資有価証券	23	株主資本	411
差入保証金	14	資本金	50
保険積立金	1	利益剰余金	361
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	348
		繰越利益剰余金	348
		評価・換算差額等	8
		その他有価証券評価差額金	8
資産合計	2,298	純資産合計	420
		負債・純資産合計	2,298

※上記に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

5. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後又は成立の日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当ありません。
6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当ありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号および目的の変更（第1条および第2条）

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、持株会社としての役割をより明確にする観点から、商号および目的を変更するものであります。

なお、これらの変更は、本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日に変更の効力が生じるものとします。

(2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の削除と電子提供措置等の新設（第17条）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

(3) 役付取締役の選定の追加（第21条）

持株会社においては、現行の委任型執行役員制度を維持しつつ、経営の意思決定および監督機能に特化した役付取締役の選定が予定されているため、役付取締役の選定を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、上記の変更に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、竹田印刷株式会社と称する。 英文では、TAKEDA PRINTING CO., LTD. と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>竹田iPホールディングス株式会社</u> と称する。 英文では、 <u>TAKEDA iP HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～7. (条文省略) 8. マルチメディアによる情報通信、情報処理および情報提供のサービス事業ならびに<u>情報通信機器およびシステムの開発・設計・販売</u> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 半導体部品の設計ならびに半導体部品にかかわる治工具の製造販売および機械機器類の販売 10. 不動産の賃貸業務 11. 紙ならびに印刷用資材の販売 12. 印刷用・製本用・紙器製造用機械器具の修理・販売ならびにリース 13. 印刷・製本に要する付属品および製版用薬品の販売ならびにリース 14. 文具、日用雑貨、その他物品の販売ならびにリース 15. 労働者派遣事業 16. 倉庫業 17. 医薬部外品および化粧品の製造販売 18. 管理医療機器の販売 19. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>第3条～第16条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業およびこの関連事業を営むことならびに<u>次の事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～7. (現行のとおり) 8. マルチメディアによる情報通信、情報処理および情報提供のサービス事業 9. <u>情報通信機器およびシステムの開発・設計・販売ならびにリース</u> 10. 半導体部品の設計ならびに半導体部品にかかわる治工具の製造販売および機械機器類の販売 11. 不動産の賃貸業務 12. 紙ならびに印刷用資材の販売 13. 印刷用・製本用・紙器製造用機械器具の修理・販売ならびにリース 14. 印刷・製本に要する付属品および製版用薬品の販売ならびにリース 15. 文具、日用雑貨、その他物品の販売ならびにリース 16. 労働者派遣事業 17. 倉庫業 18. 医薬部外品および化粧品の製造販売 19. 管理医療機器の販売 20. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>第3条～第16条 (現行のとおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第18条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、および取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第36条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条～第20条 (現行のとおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第22条～第36条 (現行のとおり)</p>

現行定款	変更案
<p>附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>2021年3月31日に終了する事業年度に関する第83回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第35条の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>1. 2021年3月31日に終了する事業年度に関する第83回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第35条の定めるところによる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2. <u>第1条および第2条の変更は、第84回定時株主総会に付議される第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること、および、当該議案で承認可決された吸収分割契約書に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、2023年4月1日に効力を発生するものとする。なお、本項は、第1条および第2条の変更の効力発生日をもって削除する。</u></p> <p>3. <u>現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u></p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>5. <u>附則3～5項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上

(ご参考) 新社名の由来

竹田 ^{アイピー} iP ホールディングス株式会社

竹田ブランド

TAKEDA

(タケダ)

革新 × 情熱

innovation

(イノベーション)

passion

(パッション)

持株会社

holdings

(ホールディングス)

新社名には、長きにわたり培ってきた「竹田ブランド」を冠し、i Pには「持続可能な社会に貢献すべく、溢れるほどの情熱 (passion) をもって革新 (innovation) しつづける」決意を込めました。i はイノベーション、Pはパッションの頭文字です。

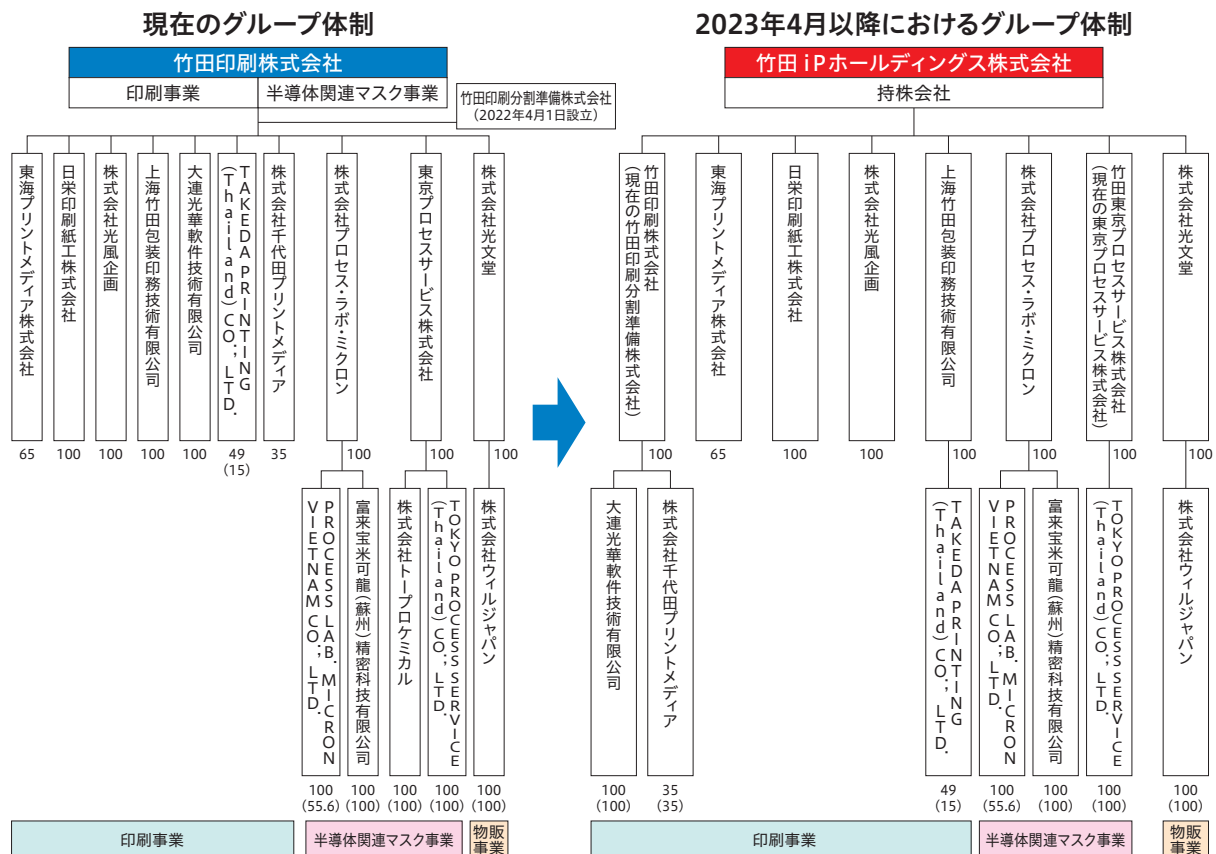
また、i Pは小文字と大文字の組み合わせとしており、「異なる立場の者が共に新たな価値を創造する、コ・クリエーション (共創) の実現」を表現しています。

(ご参考) 持株会社体制への移行に関するイメージ図

当社グループのさらなる成長加速と事業拡大、そしてより強固な収益基盤の構築をめざして

2023年4月発足の新体制における変更点

- 竹田印刷株式会社は竹田iPホールディングス株式会社へ商号を変更し、持株会社として引き続き上場を維持します。なお、株主様の地位には影響はございません。
- 竹田印刷株式会社にて会社分割を実施し、印刷事業を事業会社の竹田印刷分割準備株式会社へ、半導体関連マスク事業を同じく東京プロセスサービス株式会社へ承継します。
- 竹田印刷分割準備株式会社は竹田印刷株式会社へ、東京プロセスサービス株式会社は竹田東京プロセスサービス株式会社へ商号を変更いたします。
- 大連光華軟件技術有限公司および株式会社千代田プリントメディアは竹田印刷株式会社の所有とします。
- TAKEDA PRINTING (Thailand) CO., LTD.は竹田iPホールディングス株式会社(34%)と上海竹田包装印務技術有限公司(15%)の共同所有(グループ全体で49%)ですが、事業運営の関係性から下記のとおり配置しています。
- 株式会社トープロケミカルを竹田東京プロセスサービスへ吸収合併いたします。



第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	山本眞一 再任	代表取締役会長 CEO	94% (17回中16回出席)
2	木全幸治 再任	代表取締役社長 社長執行役員 成長戦略本部長	100% (17回中17回出席)
3	松村泰宏 再任	取締役 常務執行役員 関東事業部長	100% (17回中17回出席)
4	嶋貫浩明 再任	取締役 常務執行役員 中部事業部長	100% (17回中17回出席)
5	細野浩之 再任	取締役 常務執行役員 経営統括本部長	100% (17回中17回出席)
6	福浦徹 再任	取締役（非常勤）	100% (17回中17回出席)
7	讃岐秀昭 新任	—	—
8	奥村隆夫 再任	社外 独立	100% (17回中17回出席)
9	堀龍之 再任	社外 独立	100% (17回中17回出席)

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者



(生年月日：1950年8月21日)

所有する
当社株式の数
75,200株

略歴、当社における地位および担当

1973年 3月 当社入社
1993年 6月 当社取締役 第一営業本部長
1998年 4月 当社常務取締役 営業統括担当
1999年 4月 当社代表取締役専務 中部事業部長
2008年 4月 当社代表取締役副社長 関東事業部長
2009年 4月 当社代表取締役社長
2019年 4月 当社代表取締役会長
2021年 6月 当社代表取締役会長 CEO (現任)

取締役候補者とした理由

山本眞一氏は、当社において営業統括、経営統括の要職を歴任し、2009年からは当社の代表取締役社長、2019年4月より代表取締役会長に就任しております。経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。

今後もまた、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する当社のグループ経営を行うことができると判断し、取締役候補者いたしました。



(生年月日：1956年1月15日)

所有する
当社株式の数
62,800株

略歴、当社における地位および担当

1978年 3月 当社入社
2000年 4月 当社執行役員 中部事業部第一営業本部副本部長
2002年 6月 当社取締役 中部事業部営業本部長
2005年 4月 当社常務取締役 中部事業部営業本部長
2008年 4月 当社専務取締役 中部事業部長
2009年 4月 当社代表取締役専務 中部事業部長
2011年 4月 当社代表取締役副社長 事業統括担当
2015年 4月 当社代表取締役副社長 関西事業部長
2016年 4月 当社代表取締役副社長 関東事業部長
2019年 4月 当社代表取締役社長 関東事業部長
2020年 4月 当社代表取締役社長
2021年 4月 当社代表取締役社長 成長戦略本部長
2021年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 成長戦略本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

木全幸治氏は、当社において営業部門、各事業部の要職を歴任し、2011年からは当社の代表取締役副社長、2019年4月より代表取締役社長に就任しております。経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。今後もまた、当社グループの海外事業展開の拡大を含め、当社グループの経営統括に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

まつ むら やす ひろ
松 村 泰 宏

再任



(生年月日：1961年5月20日)

所有する
当社株式の数
34,900株

略歴、当社における地位および担当

1984年3月 当社入社
2003年4月 当社執行役員 中部事業部大阪支社長
2007年6月 当社取締役 中部事業部関西営業本部長
2009年4月 当社取締役 関西事業部長
2019年4月 当社常務取締役 関東事業部副事業部長
2020年4月 当社常務取締役 関東事業部長
2021年6月 当社取締役 常務執行役員 関東事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

松村泰宏氏は、当社において長年にわたり営業部門の要職を務め、2007年から取締役に就任、営業・製造に関する豊富な経験と実績をもって、営業力の強化、製造部門の強化に貢献し当社の経営を担っております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映することができるかと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

しま ぬき ひろ あき
嶋 貫 浩 明

再任



(生年月日：1964年6月6日)

所有する
当社株式の数
12,100株

略歴、当社における地位および担当

1988年3月 当社入社
2011年4月 当社執行役員 事業開発本部営業開発部長
2016年4月 当社執行役員 中部事業部営業本部副本部長
2017年4月 当社執行役員 中部事業部営業本部長
2017年6月 当社取締役 中部事業部営業本部長
2020年4月 当社取締役 中部事業部長
株式会社光風企画 代表取締役社長（現任）
2021年6月 当社取締役 常務執行役員 中部事業部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社光風企画 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

嶋貫浩明氏は、当社において長年にわたり営業部門の要職を務めており、営業部門の業績拡大とともに、ネット通販事業の立上げにも携わりネット通販事業の拡大に貢献しております。2020年4月からは中部事業部長を務めるなど、引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映することができるかと判断し、取締役候補者いたしました。



(生年月日：1960年5月4日)

所有する
当社株式の数
4,400株

略歴、当社における地位および担当

1983年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2010年10月 同行札幌支店長
2012年7月 当社入社 当社執行役員 関東管理部担当部長
2013年4月 当社執行役員 関東管理部長
2018年4月 当社上席執行役員 経営統括本部副本部長
2019年4月 当社上席執行役員 経営統括本部長
2019年6月 当社取締役 経営統括本部長
2021年6月 当社取締役 常務執行役員 経営統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由

細野浩之氏は、金融機関の要職を歴任し、財務に関する知識ならびに企業経営に必要な豊富な経験および幅広い見識を有しております。2012年7月に執行役員として当社入社。2019年4月より経営統括本部長を務めるなど、引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映することができるかと判断し、取締役候補者としていたしました。



(生年月日：1958年10月5日)

所有する
当社株式の数
36,300株

略歴、当社における地位および担当

1982年3月 当社入社
2000年4月 当社執行役員 中部事業部メディアソフト部長
2006年6月 当社取締役 中部事業部製造本部副本部長
2007年4月 当社取締役 中部事業部製造本部長
2007年6月 当社常務取締役 中部事業部製造本部長
2008年4月 当社常務取締役 中部事業部副事業部長
2010年4月 当社常務取締役 中部事業部長
2020年4月 当社常務取締役 ファインプロセス事業部長
2021年4月 当社常務取締役
株式会社プロセス・ラボ・ミクロン 代表取締役社長（現任）
富来宝米可龍（蘇州）精密科技有限公司 董事長（現任）
2021年6月 当社取締役（非常勤）（現任）

重要な兼職の状況

株式会社プロセス・ラボ・ミクロン 代表取締役社長
富来宝米可龍（蘇州）精密科技有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

福浦徹氏は、当社において製造部門の要職を歴任し、印刷技術の向上、半導体関連マスク事業の拡大に貢献、経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。また、2016年11月から東京プロセスサービス株式会社の代表取締役会長を務めるなど、半導体関連マスク事業拡大に繋がる経営判断ができ、2021年4月より株式会社プロセス・ラボ・ミクロン代表取締役社長に就任しております。今後も当社グループの経営統括に適任であると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

讃岐秀昭

新任



(生年月日：1954年9月21日)

所有する
当社株式の数
58,100株

略歴、当社における地位および担当

1977年3月 株式会社光文堂入社
1995年10月 同社取締役本店長
1997年6月 同社常務取締役
2002年6月 同社代表取締役専務
2010年2月 同社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社光文堂 代表取締役社長
株式会社ウィルジャパン 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

讃岐秀昭氏は、当社の最重要グループ会社である株式会社光文堂にて、長年営業部門の要職を歴任。同社の業績に多大な貢献を果たすなど、高い営業能力と戦略立案能力を有するほか、印刷業界に関する深い知見を有しております。また、1995年より同社の取締役を務め、企業経営に関する豊富な経験・見識を有しております。専門的かつ客観的な視点は当社の業績向上に資するものであると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

8

奥村隆夫

再任

社外

独立



(生年月日：1946年5月6日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1970年4月 日本特殊陶業株式会社入社
1998年2月 同社自動車関連事業部営業本部海外市場販売部長
2001年10月 英国NGK株式会社出向
2002年12月 欧州NGK株式会社出向
2003年6月 日本特殊陶業株式会社取締役
2006年6月 同社常務取締役
2007年6月 同社顧問
2010年7月 同社嘱託
2012年6月 当社社外監査役
2015年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

奥村隆夫氏は、日本特殊陶業株式会社の役員として長年にわたって同社の経営に携わり、企業経営、海外勤務を通じた豊富な経験、幅広い見識、知見を有されており、外部の視点をもって客観的かつ専門的に社外取締役として当社の経営全般に的確な助言をいただくことを期待し、取締役候補者としていたしました。また、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。



(生年月日：1947年5月23日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1982年4月 弁護士登録
1982年4月 林法律事務所（現 丸の内綜合法律事務所）入所
2014年1月 丸の内綜合法律事務所代表弁護士に就任（現任）
2016年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

堀龍之氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有されており、主にコンプライアンスの観点から経営の意思決定に適切な助言をいただくことを期待し、取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。また、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 当社は、奥村隆夫氏および堀龍之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、奥村隆夫氏および堀龍之氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
2. 各候補者が選任された場合、当社が締結している役員賠償責任保険（D&O保険）の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は29ページに記載のとおりであります。
3. 当社は、奥村隆夫氏および堀龍之氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

役員賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は次のとおりであります。なお当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容にて更新することを予定しております。

1. 被保険者は当社取締役（監査等委員を除く）、当社監査等委員である取締役、当社上
席執行役員、対象子会社14社の役員であります。
2. 補償地域は全世界、保険期間は2021年7月10日から2022年7月10日であります。
3. 補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。
 - ・会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中
に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者である
役員等が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を補償対象としております。
 - ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそ
れがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために
要する費用も補償対象としております。
4. 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採
用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。
 - ・役員等が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
 - ・役員等の犯罪行為、または役員等が違法であることを認識しながら行った行為
 - ・役員等に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
 - ・役員等が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
 - ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

（ご参考）取締役会および監査等委員会のスキルマトリックス

第3号議案が承認された場合の取締役会および監査等委員会の構成および専門性は以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

取締役	企業経営 経営戦略	コーポレート ガバナンス	営業 マーケティング	製造・技術・ 研究開発	財務・会計	監査	法務・ リスク管理
やまもと しん いち 山本 眞一	○	○	○				
きまた こう じ 木全 幸治	○		○				
まつ むら やす ひろ 松村 泰宏	○		○	○			
しま ぬき ひろ あき 嶋 貫 浩 明	○		○				
ほそ の ひろ ゆき 細野 浩之	○	○			○	○	○
ふく うら とおる 福 浦 徹	○			○			
ざぬ き ひで あき 讃岐 秀昭	○		○				
おく むら たか お 奥村 隆夫 社外 独立	○	○	○				
ほり たつ ゆき 堀 龍之 社外 独立		○					○
かわ い たか ひろ 河合 隆 広 監査等委員	○		○	○		○	
なか しま まさ ひろ 中島 正博 監査等委員 社外 独立		○			○	○	○
なが た あき お 永田 昭夫 監査等委員 社外 独立		○			○	○	

※上記一覧表には取締役候補者以外の現任の取締役（監査等委員）も含まれております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済活動の制限により、厳しい状況で推移しました。ワクチン接種が進み、持ち直しの動きも見られましたが、依然として収束の目途が立たない状況が続いております。

当社グループでは社員および家族の健康と安全に配慮しつつ、顧客への製品やサービスの提供に影響を及ぼすことがないよう、新型コロナウイルス感染予防と事業継続に取り組んでおります。

当社グループが事業活動を展開する国内の印刷市場におきましては、デジタル化の進展による紙媒体の縮小、競争の激化、価格の低迷という構図が長期にわたり継続していることに加えまして、原材料価格の高騰も重なり、大変厳しい状況が続いております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、顧客における社内広報活動および販売促進活動の中止・延期による社内報、カタログ、チラシなどの商業印刷物が減少しております。

顧客における社内広報活動および販売促進活動は回復傾向にありますが、広告宣伝媒体のデジタル化（紙離れ）は今後も進むことが予想されており、以前の水準に回復することは困難な状況です。

このような状況において、当社はめざすビジネスモデルである「ワンストップソリューションの提供により、顧客の課題解決を実現するビジネスパートナー」の実現に向けて、コア事業における競争力の強化、新事業開発の強化、事業活動を支える経営基盤の強化という3つの改革を掲げ、事業構造改革を進めております。

顧客第一の基本方針のもと健全な危機感を持ち、売上高の確保、コスト・経費の削減はもちろんのこと、顧客にとっての価値（顧客価値）を創造する、または増大させる課題解決（ソリューション）提案を強化しております。そして、印刷物の提供により、顧客の広告宣伝活動を支援する従来型のビジネスモデルから領域を広げ、印刷物に限らない多種多様なソリューションを複合的且つ効果的に組み合わせたワンストップソ

ソリューションの提供により、顧客の課題解決を総合的に支援するビジネスパートナーへ、ビジネスモデルの転換に取り組んでおります。

今後も当社ウェブサイトに掲げる「Design Your Business. お客さまに合わせた最適解を」を体現するワンストップソリューション提案を強化し、印刷業という業種の壁を破り、印刷会社のイメージをくつがえし、顧客の課題解決を通じて広く社会に貢献してまいります。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は306億円（前期は311億8百万円）となりました。利益面では、営業利益8億13百万円（前期比125.3%増）、経常利益9億21百万円（前期比92.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7億58百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失13億42百万円）となりました。

セグメント別の状況は、以下のとおりです。

（印刷セグメント：印刷事業）

印刷事業では大変厳しい市場環境の下、品質管理と情報セキュリティ管理を徹底した上で、紙媒体需要を着実に取り込むとともに、全体最適での生産設備の見直しによる低コスト生産体制の実現、ビジネスモデルにマッチした社内体制の再構築などの事業構造改革を進めております。

多様化している製品やサービスについて事業区分を再定義し、全社横断の事業強化プロジェクトの推進により、ワンストップソリューション提案を強化しております。その具体的な取り組みとしましては、各種BPOの受託、顧客へのDX支援による業務効率化とコスト削減を実現する受発注管理システムのプラットフォーム「TS-BASE」や動画制作などのデジタル関連の販売を強化しました。また、自社ウェブサイトによるデジタルマーケティングを駆使して、新規顧客開拓を積極的に行いました。

年間を通じて苦戦を強いられておりましたが、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の制限が年度末にかけて徐々に緩和されたこともあり、業績は回復に向かいました。

(印刷セグメント：半導体関連マスク事業)

半導体関連マスク事業では、世界的な半導体不足により車載向け製品などで出荷減少がありました。新型コロナウイルス感染症の影響は総じて限定的でありました。第5世代移動通信システム(5G)や企業でのテレワークの浸透、巣ごもり需要の高まりによるスマートフォンやパソコンなどのデジタル情報端末や周辺機器の需要を取り込んだため、年間を通じて好調に推移しました。

同事業におきましては、グループ全体最適とシナジーの最大化をめざしております。当社、(株)プロセス・ラボ・ミクロン、東京プロセスサービス(株)の3社における人材交流や情報共有による課題解決を図るほか、共同研究による新技術および新製品の開発を組織的に進めております。

海外事業では、当社グループが進出しておりますベトナムやタイでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、営業活動の制限や顧客工場の稼働停止により、業績に若干の影響がございました。なお、前連結会計年度において非連結子会社でありました富来宝米可能(蘇州)精密科技有限公司は重要性が増したため、当連結会計年度より連結範囲に加わっております。

今後も国内のみならず、中国および東南アジア地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況や影響を注視しつつ、速やかな事業拡大をめざしてまいります。

上記の結果、印刷セグメントの売上高は210億48百万円(前期は200億14百万円)、営業利益は6億52百万円(前期比160.5%増)となりました。

(物販セグメント：物販事業)

物販事業では、印刷事業と同様に厳しい市場環境にあります。印刷関連総合商社のリーディングカンパニーとして、日本全国に展開する拠点を活用し、顧客ニーズの発掘ときめ細かなフォローの徹底によるシェア向上を図っております。また、異業種を含めた新規顧客の開拓、利益率の高い自社ブランド製品の販売強化、それを支える人材の育成による総合力で他社との差別化を図り、売上高および利益の確保に努めております。

しかしながら、市場の縮小と新型コロナウイルス感染症の影響により、顧客である

印刷会社からの受注が減少し、売上高が伸び悩みました。資材販売では増収に転じましたが、機械販売は減収となりました。利益面では、機械販売の利益率改善を図るほか、旅費交通費などの販売費を確保しつつ固定費の削減を徹底し、利益確保を図りました。

上記の結果、物販セグメントの売上高は100億68百万円（前期は117億35百万円）、営業利益は1億48百万円（前期比49.6%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用に伴い、代理人として関与した取引について売上高を純額とした影響で売上高が7億57百万円減少しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、8億59百万円（リース契約を含む）であり、主な投資内容は、賃貸用マンション、印刷事業における輪転印刷機用シーター、半導体関連マスク事業におけるレーザ加工機の取得であります。

(3) 資金調達の状況

印刷需要の縮小など対処すべき課題はございますが、固定費削減等の効果もあり、業績は回復基調にあることから、当連結会計年度末の借入金残高は前年度比11億84百万円の減少となりました。

(4) 対処すべき課題

印刷物（紙媒体）の需要が縮小を続け、価格も低下あるいは低位で推移する状況が長期化し、反転することが考えにくい市場環境において、当社グループが対処すべき課題は、以下のとおりです。

① ビジネスモデルの転換

顧客にとっての価値（顧客価値）を創造する、または増大させる課題解決（ソリューション）提案を強化することにより、その価値に見合った収益に結びつけることが当

社の業績拡大には必須であり、最重要課題です。

印刷物の提供により、顧客の広告宣伝活動を支援する従来型のビジネスモデルから領域を広げ、印刷物に限らない多種多様なソリューションを複合的且つ効果的に組み合わせたワンストップソリューションの提供により、顧客の課題解決を総合的に支援するビジネスパートナーへ、ビジネスモデルの転換を急ぎます。

また、これらの取り組みを通じまして、年間を通して継続受注できるベース案件を増やすことにより、事業の閑散リスクを低減し、安定した収益構造に改革してまいります。

②顧客の置かれている状況やビジネスモデルを深く理解すること

顧客にとっての価値を創造するためには、顧客の置かれている状況やビジネスモデルを深く理解することが最も大切であると考えております。当社は印刷業であり、幅広い業界・業種に顧客を持っておりますが、顧客との接触機会を増やし、常に顧客の立場に立って考えます。これを高い次元で実現することが何よりも重要であり、顧客満足度向上のベースとなります。

この取り組みを通じまして、長期ビジョンである「顧客の圧倒的支持を得るワンストップソリューションを提供し、ロイヤルカスタマー比率を高め続ける」の実現をめざしてまいります。

③低コスト生産体制の構築

顧客にとっての価値が創造できても、価格競争力がなければビジネスにはつながりません。紙媒体の縮小という社会の変化に対応し、生産性向上による適正利益を確保するためには、全体最適での設備集約は避けて通れません。

また、仕入価格の低減や経費削減などが併せて必要ですが、そのためには社員の持つ知恵やノウハウについてデジタルトランスフォーメーション（DX）を用いて総動員するほか、外部とのネットワークも最大限に活用し、価格競争力の向上に取り組みます。

④半導体関連マスク事業の強化

デジタル化の進展は印刷事業には逆風となりますが、半導体関連マスク事業においては追風となります。印刷事業の業績悪化を補完できる事業ポートフォリオを実現するため、半導体関連マスク事業においては、国内での事業強化は勿論のこと、海外事業を速やかに軌道に乗せ、当社グループを牽引できるレベルまで高めることが課題です。

その実現に向けて、当社、(株)プロセス・ラボ・ミクロン、東京プロセスサービス(株)の3社によるグループ全体最適とシナジーの最大化をめざします。会社の垣根を越えた人事交流や情報共有による課題解決、新製品開発を組織的に取り組みます。

⑤新事業の開発

印刷市場の縮小は今後も続くことが予想されており、印刷事業、半導体関連マスク事業、物販事業に続く、新事業の開発が課題です。現在進めております不動産事業開発のほか、既存事業との関連性が高く、実現性が高い新たな事業領域への拡大に向けまして、M&Aを含め積極的に挑戦をしてまいります。

⑥情報セキュリティの強化

当社グループでは、顧客から機密情報や個人情報をお預かりし、さまざまな製品やサービスをご提供しております。情報管理を徹底し、顧客からの信頼にお応えするためには、情報セキュリティの強化は継続的に追求する課題です。

⑦人材育成

人材育成は、社員が健康で高いモチベーションを持って、困難な課題にも取り組む状況を作り出すために必要な、大変重要な課題です。全社員総活躍のための取り組みとして、女性活躍のための制度の充実と社員の意識改革、実労働時間の短縮、スマートワーク（生産性を高め場所や時間に縛られない柔軟な働き方）、ワーク・ライフ・インテグレーション（仕事とプライベートの両立と質的向上の確立）などの働き方改革を推進しています。

⑧社会的価値創造企業への進化

持続可能な社会の実現に向けて基盤となるコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、内部統制システムの構築、顧客の価値を創造するワンストップソリューションの提供、環境配慮活動の推進などのSDGsへと繋がるゴール(課題)に積極的に取り組み、これまで以上に社会から信頼され、期待される社会的価値創造企業への進化をめざしてまいります。「顧客の課題解決を通じて広く社会に貢献すること」が当社の使命であり、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的成長をめざすサステナビリティ経営を推進します。

また、長期化するコロナ禍を踏まえ、BCP(事業継続計画)の強化を図るとともに、当社独自のニューノーマル(新常态)の創造に取り組みます。収束後も過去の姿に戻すのではなく、より良いガバナンスを形成し、環境・社会の形成に向けて貢献してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第81期 (2019年3月期)	第82期 (2020年3月期)	第83期 (2021年3月期)	第84期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	36,155	35,651	31,108	30,600
経常利益(百万円)	669	588	478	921
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) (百万円)	△373	381	△1,342	758
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△46円31銭	47円08銭	△164円80銭	92円74銭
総資産額(百万円)	31,111	30,956	29,605	28,970
純資産額(百万円)	15,023	15,226	14,048	14,932
1株当たり純資産額	1,843円08銭	1,857円54銭	1,708円14銭	1,807円93銭

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第84期の期首から適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社光文堂	315百万円	100%	印刷機械および印刷資材等の仕入・販売
東海プリントメディア株式会社	50百万円	65%	新聞の印刷
株式会社プロセス・ラボ・ミクロン	100百万円	100%	電子部品実装用各種マスク製造・販売
東京プロセスサービス株式会社	50百万円	100%	精密工業向け各種マスク製造・販売
日栄印刷紙工株式会社	10百万円	100%	紙器類の製造およびラベル・シール類の印刷
株式会社光風企画	10百万円	100%	印刷物の企画・デザイン制作
上海竹田包装印務技術有限公司	100万米ドル	100%	中国における包装資材の企画・販売
PROCESS LAB.MICRON VIETNAM CO., LTD.	225万米ドル	(注1)100%	ベトナムにおけるメタルマスクの製造販売
TOKYO PROCESS SERVICE (Thailand) CO., LTD.	1億10百万バーツ	(注1)100%	タイにおける精密工業写真製版、スクリーン製版および製版用資機材の製造販売
富来宝米可龍(蘇州)精密科技有限公司	180百万円	(注1)100%	中国におけるメタルマスクなどの設計・製造

(注1) 出資比率には間接所有による持分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは印刷事業、半導体関連各種マスクの製造・販売ならびに印刷機械、その周辺機器および印刷資材等の販売を主な事業の内容としております。

各事業の主な事業内容は以下のとおりであります。

- ①印刷…商業印刷、新聞印刷、出版印刷、包装資材、デジタルコンテンツ関連の企画制作、半導体関連各種マスクの設計・製造
- ②物販…印刷機械、その周辺機器、印刷資材および事務用品・雑貨の販売

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

当 社	本 社	名古屋市昭和区
	中部事業部	名古屋市昭和区
	関東事業部	東京都中央区
	関西事業部	大阪市中央区
	工 場	名古屋市昭和区、埼玉県越谷市
	物 流 倉 庫	愛知県小牧市
株 式 会 社 光 文 堂	本 社	名古屋市中区
	東 京 支 社	東京都北区
	支 店	仙台市若林区 他5ヶ所
	営 業 所	札幌市中央区 他14ヶ所
東海プリントメディア株式会社	本 社・工 場	愛知県清須市
株式会社プロセス・ラボ・ミクロン	本 社・工 場	埼玉県川越市
	工 場	愛知県小牧市、佐賀県佐賀市
東京プロセスサービス株式会社	本 社・工 場	神奈川県藤沢市
	工 場	石川県小松市、神奈川県相模原市
	営 業 所	名古屋市西区
日栄印刷紙工株式会社	本 社・工 場	大阪府八尾市
株式会社光風企画	本 社	名古屋市中区
上海竹田包装印務技術有限公司	本 社	中国
PROCESS LAB.MICRON VIETNAM CO., LTD.	本 社	ベトナム
TOKYO PROCESS SERVICE (Thailand) CO., LTD.	本 社	タイ
富来宝米可龍(蘇州)精密科技有限公司	本 社	中国

(9) 企業集団の従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,010名	52名減

(注) 上記従業員数は就業人数であり、嘱託およびパートタイマーの192名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	930 <small>百万円</small>
株式会社三井住友銀行	642
株式会社愛知銀行	255
株式会社中京銀行	255
株式会社百五銀行	240
株式会社みずほ銀行	165

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,592,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,189,879株（自己株式591,121株を除く）
- (3) 株主数 5,189名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
竹田印刷従業員持株会	517	6.32%
株式会社三菱UFJ銀行	350	4.27
各務芳樹	344	4.20
株式会社三井住友銀行	240	2.93
日本特殊陶業株式会社	210	2.56
明治安田生命保険相互会社	200	2.44
アイカ工業株式会社	200	2.44
竹田光孝	188	2.30
富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社	140	1.70
株式会社中京銀行	130	1.58

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）5名に対して、2021年8月11日付で、譲渡制限付株式報酬としての自己株式（当社普通株式17,200株）の処分を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO	山本 眞一	
代表取締役社長 社長執行役員	木全 幸治	成長戦略本部長
取締役 常務執行役員	松村 泰宏	関東事業部長
取締役 常務執行役員	嶋貫 浩明	中部事業部長 株式会社光風企画代表取締役社長
取締役 常務執行役員	細野 浩之	経営統括本部長
取締役（非常勤）	福浦 徹	ファインプロセス事業部管掌 株式会社プロセス・ラボ・ミクロン代表取締役社長 富来宝米可龍（蘇州）精密科技有限公司董事長
取締役	奥村 隆夫	
取締役	堀 龍之	丸の内綜合法律事務所代表弁護士
取締役 常勤監査等委員	河合 隆広	
取締役 監査等委員	中島 正博	株式会社みらいホールディングス監査役
取締役 監査等委員	永田 昭夫	公認会計士永田昭夫事務所所長 日本トランスシティ株式会社社外監査役 パレモ・ホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 当社は2021年6月24日開催の第83回定時株主総会決議に基づき同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役奥村隆夫氏および堀龍之氏ならびに監査等委員である取締役中島正博氏および永田昭夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役永田昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役奥村隆夫氏および堀龍之氏ならびに監査等委員である取締役中島正博氏および永田昭夫氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 当社は日常的な情報収集力の強化および重要な会議への出席によって監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において河合隆広氏が新たに監査等委員である取締役に就任いたしました。

7. 当事業年度中の会社役員の地位および担当の異動は次のとおりです。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
山本 眞一	代表取締役会長 CEO	代表取締役会長	2021年6月24日
木全 幸治	代表取締役 社長執行役員	代表取締役社長	2021年6月24日
松村 泰宏	取締役 常務執行役員	常務取締役	2021年6月24日
嶋貫 浩明	取締役 常務執行役員	取締役	2021年6月24日
細野 浩之	取締役 常務執行役員	取締役	2021年6月24日
福浦 徹	取締役 (非常勤)	常務取締役	2021年6月24日
河合 隆広	取締役 監査等委員	上席執行役員	2021年6月24日
中島 正博	取締役 監査等委員	社外監査役	2021年6月24日
永田 昭夫	取締役 監査等委員	社外監査役	2021年6月24日
内藤 信幸	退任	常勤監査役	2021年6月24日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	163 (9)	133 (9)	20 (-)	9 (-)	8 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14 (7)	14 (7)	- (-)	- (-)	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	4 (1)	4 (1)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 当社は2021年6月24日開催の第83回定時株主総会決議に基づき同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結純利益と単体純利益の目標達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結純利益と単体純利益を選定した理由は、当社グループとしての業績の向上および企業価値増大への貢献を測る指標として最適であるとともに、客観的にも明確な指標であるため、業績連動報酬の透明性を高めることができるものと判断したためです。当事業年度を含む連結純利益の推移は1.(5)財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。
4. 非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、取締役に對して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的としています。当該株式報酬の内容およびその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。
5. 上記の員数および報酬額には、2021年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した常勤監査役1名を含んでおります。
6. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。なお、社外監査役の2名は、監査等委員である社外取締役に就任しております。

②取締役の報酬等の定めに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内の固定報酬と年額60百万円以内の業績連動報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。

また、2018年6月27日開催の第80回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することとし、2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬額として年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額36百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会決議により定めることとしております。

イ．決定方針の内容の概要

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役の報酬は、基本となる固定報酬と、短期的な業績に連動する報酬である業績連動報酬（賞与）、中長期的な業績と連動性の高い非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）より構成されており、当該取締役が株主の皆様と一層の価値共有を進め、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機づける制度設計を取り入れてお

ります。うち固定報酬の水準については、役位・職責・在任年数に応じて他社水準・当社の業績・従業員給与も考慮しながら、総合的に勘案し、決定しております。

ウ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容および額について、その決定の方針と決定の方法との整合性、決定の方法と決定された報酬等の内容の合理性、報酬額を導き出す過程の適切性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度につきましては、2021年6月24日開催の取締役会において、代表取締役 山本眞一、木全幸治に取締役の個人別の月額報酬の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬（賞与）の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、2021年3月18日の取締役会決議により当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申を尊重して決定しなければならないこととしております。

また、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）についても、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会の決議により、取締役個人別の割当数を定めることとしております。

(3) 役員賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社取締役（監査等委員を除く）、当社監査等委員である取締役、当社上席執行役員、対象子会社14社の役員であります。

②保険契約の内容の概要

補償地域は全世界、保険期間は2021年7月10日から2022年7月10日であります。補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。

- ・会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求がなされた場合に、それによって被保険者である役員等が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を補償対象としております。
- ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員等が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員等の犯罪行為、または役員等が違法であることを認識しながら行った行為
- ・役員等に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員等が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

- ・当社は、取締役堀龍之氏が代表弁護士を務める丸の内綜合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しており、取締役堀龍之氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。

- ・ 監査等委員である取締役中島正博氏は、株式会社みらいホールディングスの監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査等委員である取締役永田昭夫氏は、公認会計士永田昭夫事務所所長、日本トランスシティ株式会社の社外監査役およびパレモ・ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会、監査役会および監査等委員会における発言の状況・内容等
社外取締役	奥村 隆夫	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、取締役会決議事項における懸念事項の指摘、あるいは経営の迅速な決定を促すべく、所管取締役への助言・提言を行っております。
社外取締役	堀 龍之	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、取締役会決議事項における懸念事項の指摘、あるいは経営の迅速な決定を促すべく、所管取締役への助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中島 正博	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、監査役会3回および監査等委員会10回すべてに出席いたしました。長年にわたる金融・財務業務の経験および企業経営の経験と実績を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	永田 昭夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会3回および監査等委員会10回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜発言を行っております。

(注) 社外取締役（監査等委員）2名につきましては、社外監査役としての内容等も含めて記載しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役奥村隆夫氏および堀龍之氏ならびに監査等委員である社外取締役中島正博氏および永田昭夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 28百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28百万円

③監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社グループは、企業の社会的責任を果たし持続的な成長を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要な経営課題だと考えております。その基本認識に基づき、経営の透明性と健全性の確保、迅速な意思決定と適切な事業遂行、法令順守と倫理の確保の実現に向けての組織管理体制の整備に取り組んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため「竹田印刷グループ内部統制システムの基本方針」を定めております。当該基本方針は以下のとおりであります。

①当社および当社子会社からなる企業集団（以下、当社グループ）の取締役・執行役員・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および執行役員は、「竹田印刷グループ行動規範」を率先垂範するとともに、その順守の重要性について繰り返し情報発信することにより、グループ全体にその徹底を図る。また取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

内部監査部署は、業務の有効性、効率性、法令等の順守、財務報告の信頼性を確認するため、グループ各社を含めて計画的に監査を実施する。

リスク管理委員会では、グループ各社における不正行為の予防措置、法令違反行為等が発見された場合の是正措置等の活動を促進する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等、取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）は、これに関連する資料とともに文書管理規程等の情報管理に係る社内規定に従って保存・管理する。機密情報については、竹田マネジメントシステム基本方針および関連諸規定に基づき適切に管理し、個人情報取り扱いに関しては、個人情報保護方針および個人情報保護規定に基づいて対応する。

これら情報管理に係る社内規定は、必要に応じて運用状況の検証、規定内容の見直しを行う。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険およびその他のリスクを統括的に管理するため、グループ各社の担当責任者を含むリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理規程等に基づき、個々のリスク（コンプライアンス、経営戦略、業務運営、環境、災害など）に対処する責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保する。

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告する。

各事業部署等は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応策を決定し、適切にリスク管理を行う。

内部統制推進部署は、各事業部署等が実施するリスク管理が体系的、効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。

内部監査部署は、リスク管理に係る事項を含めて監査し、監査を受けた部署は、是正、改善の必要のあるときには、内部統制推進部署および関連する部署と連携してその対策を講じる。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務が適正かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、社内規程に基づく職務権限および意思決定ルールを定める。

取締役会を定期的に開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営に関しては、当社グループの中期経営計画および年度計画に基づき、各社がそれぞれ年度予算を策定し、定例取締役会において進捗状況を確認する。

経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、情報システムの主管部署を置き維持管理、整備等を進め、全社レベルでの最適化を図る。

取締役会の任意の諮問機関として、取締役会が選定する3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名および報酬等の決定に係る公正性、透明性、客観性を高める。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、「竹田印刷グループ 財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、財務報告に係る内部統制の体制の維持・改善を図る。

グループ全体の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法および関連する規則等に基づき、整備・運用するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑥当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制およびグループ各社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に係る体制

当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、グループ全体を対象とするリスク管理委員会を開催するとともに、グループ各社を対象にした内部監査を実施する。

さらに、法令順守の観点から、グループ各社に対し「竹田印刷グループ行動規範」を配付し徹底を図るとともに、法令に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社グループの全従業員を対象とした「公益通報処理制度」を設置し、運用する。

公益通報処理制度の責任者は、通報者が報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう保護する。

また、原則として当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員もしくは社員がグループ各社の取締役および監査役等に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視し、グループ各社の業務および取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告できる体制とするほか、関係会社管理規程に基づき、主管部署が指導、支援を行うとともに必要な報告を受ける。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制および取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事異動については監査等委員会と担当取締役が協議して行い、人事評価については監査等委員会が行うこととする。監査等委員会補助を兼任する使用人は、監査等委員会の職務の補助を優先して従事する。

⑧ 当社グループの取締役・執行役員・使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について監査等委員会に報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。

また、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会または公益通報処理窓口に連絡し、公益通報処理責任者は監査等委員会に報告する。

監査等委員会への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。

当社グループは、監査等委員会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保する。

⑨ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員監査等基準に基づいて監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

監査等委員会は、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を実施する。また、監査等委員会は、グループ各社の監査役からなるグループ監査連絡会を開催し、監査実施状況等について意見交換および協議を行う。

代表取締役、会計監査人および内部監査部署と定期的にまたは必要に応じて意見交換を行い、監査の実効性の確保を図る。

監査等委員会の職務の遂行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、顧問弁護士・監査法人等の専門家との連携を図れる環境を整備する。

監査等委員会の職務の遂行につき、費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制

「竹田印刷グループ行動規範」において、反社会的勢力との関係拒絶について記載し、順守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求についての対応窓口を定め、情報収集や外部との情報交換に努めるとともに、警察、顧問弁護士との連携に努める。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組み

当社グループの取締役および執行役員は、朝礼等で「竹田印刷グループ行動規範」

の浸透を図るとともに、グループ社員全員に行動規範等を記載したコンパクトガイドを携帯させ、その順守の重要性について繰り返し情報発信することにより、当社グループ全体にその徹底を図りました。

また内部統制システムの適切な運用により、法令、定款等に則った適正な業務の遂行を確保しております。さらに、「公益通報処理規程」により内部通報制度を運用し、法令順守の意識向上に寄与しております。

②職務執行の適正および効率性の確保に関する取り組みの状況

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち2名が社外取締役）、監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役）の計11名で構成され、取締役会規程ほか各社内規程に則り適正に運用しております。当事業年度において、取締役会は17回開催され、経営方針、予算等の経営に関する重要事項を決定し、月次の経営状態の分析、評価、対策の検討を図るとともに、業務執行状況の監督を行いました。また各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性を確保いたしました。

③リスクマネジメントに対する取り組み

当社グループ各社の担当責任者を含めたリスク管理委員会を定期的で開催し、リスク管理規程に基づき当社グループのリスクを抽出、評価し、損失の危険およびその他のリスクの発生可能性につながる事項について情報共有し、統括的にグループ全体のリスク管理策を検討いたしました。

④財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み

当社グループは、財務報告がステークホルダーにとって当社グループの活動を確認する上で重要な情報の一つであり、財務報告の信頼性を確保することは当社グループに対する社会的な信用の維持・向上に資するものであることを認識し、信頼性のある財務報告を適時かつ適切に実行するための体制とシステムを整備するために財務報告にかかる内部統制の基本方針を定めております。

また、内部統制担当部署が監査実施計画に基づき各部門に赴き、業務プロセスの

運用状況をチェックすることで財務報告に係る信頼性を確保したほか、リスク対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と順守の重要性を周知徹底いたしました。

⑤監査等委員会の職務執行

監査等委員は、取締役会への出席、工場への往査、事業部門に対するヒヤリング、内部監査部門および会計監査人との定期的な会合を行い、監査の実効性を高めています。当事業年度において、監査等委員会を10回開催し、監査方針、監査計画を決定したほか、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。さらに、年2回グループ監査連絡会を開催し、グループ全体の内部統制システムをモニタリングいたしました。

また、常勤監査等委員はリスク管理委員会に出席するほか、稟議書などを常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ安定的な配当を行うことを基本としております。業績、配当性向に加え、企業体質強化・新事業開発のための内部留保にも配慮しながら、総合的に勘案する方針をとっております。内部留保金につきましては、中長期的な観点から成長が見込まれる分野の事業拡大に向けた設備投資と研究開発を中心に有効活用してまいりたいと考えております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めており、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の中間配当金につきましては、1株につき8円の普通配当を実施いたしました。期末配当金につきましては、当期の業績の状況および経営環境等を勘案し、1株につき普通配当10円とさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,286	流動負債	9,451
現金及び預金	5,624	支払手形及び買掛金	2,752
受取手形及び売掛金	7,692	電子記録債務	2,802
有価証券	50	短期借入金	970
棚卸資産	1,276	一年内返済予定長期借入金	878
その他の金	679	リース債務	309
貸倒引当金	△35	未払法人税等	203
		未払消費税等	147
固定資産	13,667	未払費用	204
有形固定資産	10,670	賞与引当金	443
建物及び構築物	3,376	役員賞与引当金	30
機械装置及び運搬具	731	工場建替関連費用引当金	20
土地	5,557	その他の	689
リース資産	748		
その他の	256	固定負債	4,586
無形固定資産	311	長期借入金	876
		リース債務	699
投資その他の資産	2,686	長期未払金	118
投資有価証券	1,955	退職給付に係る負債	2,317
繰延税金資産	121	資産除去債務	215
その他の	683	繰延税金負債	282
貸倒引当金	△74	工場建替関連費用引当金	57
		その他の	19
繰延資産	16	負債合計	14,038
		(純資産の部)	
資産合計	28,970	株主資本	13,983
		資本金	1,937
		資本剰余金	1,793
		利益剰余金	10,686
		自己株式	△434
		その他の包括利益累計額	823
		その他有価証券評価差額金	654
		為替換算調整勘定	53
		退職給付に係る調整累計額	116
		非支配株主持分	125
		純資産合計	14,932
		負債・純資産合計	28,970

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		30,600
売上原価		24,196
売上総利益		6,404
販売費及び一般管理費		5,591
営業利益		813
営業外収益		
受取利息及び配当金	55	
雇用調整助成金	40	
その他の営業外収益	152	248
営業外費用		
支払利息	32	
控除対象外消費税等	42	
その他の営業外費用	65	140
経常利益		921
特別利益		
固定資産売却益	346	
投資有価証券売却益	40	386
特別損失		
固定資産除売却損	21	
減損損	124	
和解金	42	
工場建替関連費用	99	
その他の特別損失	0	287
税金等調整前当期純利益		1,020
法人税、住民税及び事業税	278	
法人税等調整額	△19	258
当期純利益		761
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		758

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 期首残高	1,937	1,793	9,977	△463	13,245
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△114		△114
連結範囲の変動			70		70
親会社株主に帰属する 当期純利益			758		758
自己株式の処分			△4	28	23
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	709	28	737
2022年3月31日 期末残高	1,937	1,793	10,686	△434	13,983

項 目	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2021年4月1日 期首残高	721	△17	△26	677	125	14,048
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△114
連結範囲の変動						70
親会社株主に帰属する 当期純利益						758
自己株式の処分						23
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△66	70	142	146	△0	146
連結会計年度中の変動額合計	△66	70	142	146	△0	884
2022年3月31日 期末残高	654	53	116	823	125	14,932

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,168	流動負債	3,601
現金及び預金	2,379	支払手形	241
受取手形	266	電子記録債権	1,033
電子記録債権	807	買掛金	899
売掛金	2,305	短期借入金	150
有価証券	50	一年内返済予定長期借入金	247
仕掛品	177	リース負債	130
原材料	202	未払金	361
貯蔵品	72	未払法人税等	129
短期貸付金	63	未払費用	100
未収入資産	508	預り金	22
リース投資資産	154	賞与引当金	225
その他	16	役員賞与引当金	20
	164	その他	40
固定資産	10,512	固定負債	2,893
有形固定資産	6,984	長期借入金	402
建物	2,326	リース負債	386
構築物	25	長期未払金	67
機械装置	184	退職給付引当金	1,601
車両運搬具	20	資産除去債務	215
工具器具及び備品	113	繰延税金負債	208
土地	4,036	その他	9
リース資産	265		
建設仮勘定	12	負債合計	6,495
無形固定資産	264	(純資産の部)	
電話加入権	4	株主資本	10,712
ソフトウェア	258	資本金	1,937
その他	1	資本剰余金	1,793
		資本準備金	1,793
投資その他の資産	3,263	利益剰余金	7,415
投資有価証券	1,448	利益準備金	279
関係会社株	1,361	その他利益剰余金	7,135
長期貸付金	134	資産圧縮記帳積立金	372
差入保証金	182	別途積立金	5,800
保険積立金	131	繰越利益剰余金	963
その他	19	自己株式	△434
貸倒引当金	△13	評価・換算差額等	473
		その他有価証券評価差額金	473
資産合計	17,681	純資産合計	11,186
		負債・純資産合計	17,681

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高		14,015
売 上 原 価	価		11,052
売 上 総 利 益	益		2,962
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		2,685
営 業 利 益	益		277
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	金	198	
受 取 賃 貸 料	料	327	
雇 用 調 整 助 成 金	金	33	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	益	21	580
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息	息	11	
賃 貸 費 用	用	231	
控 除 対 象 外 消 費 税 等	等	41	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	用	3	288
経 常 利 益	益		569
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益	益	300	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	益	40	341
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 除 売 却 損	損	18	
減 損 損 失	失	83	
そ の 他 の 特 別 損 失	失	0	102
税 引 前 当 期 純 利 益	益		808
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税	131	
法 人 税 等 調 整 額	額	△10	120
当 期 純 利 益	益		688

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年4月1日 期首残高	1,937	1,793	1,793	279	6,567	6,847	△463	10,115
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△114	△114		△114
当期純利益					688	688		688
自己株式の処分					△4	△4	28	23
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	568	568	28	597
2022年3月31日 期末残高	1,937	1,793	1,793	279	7,135	7,415	△434	10,712

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日 期首残高	564	564	10,679
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△114
当期純利益			688
自己株式の処分			23
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△90	△90	△90
事業年度中の変動額合計	△90	△90	506
2022年3月31日 期末残高	473	473	11,186

(注) その他利益剰余金の内訳

項目	資産圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2021年4月1日 期首残高	373	7,600	△1,406	6,567
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△114	△114
別途積立金の取崩		△1,800	1,800	—
当期純利益			688	688
自己株式の処分			△4	△4
資産圧縮記帳積立金の取崩	△0		0	—
事業年度中の変動額合計	△0	△1,800	2,369	568
2022年3月31日 期末残高	372	5,800	963	7,135

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

竹田印刷株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 浩 二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、竹田印刷株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、竹田印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

竹田印刷株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 浩 二 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、竹田印刷株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類

等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

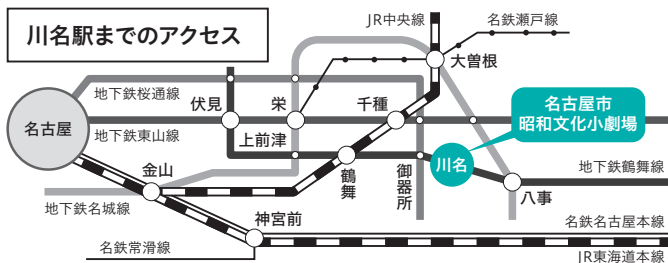
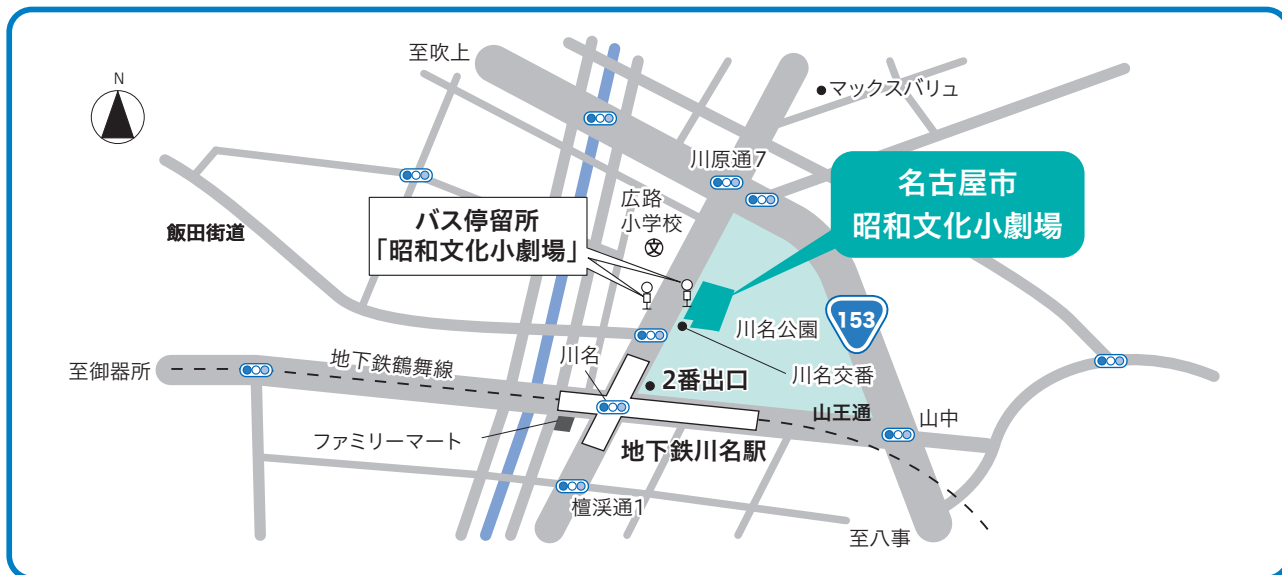
2022年5月20日

竹田印刷株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	河合隆広 ㊟
監査等委員	中島正博 ㊟
監査等委員	永田昭夫 ㊟

(注) 監査等委員中島正博及び永田昭夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図



地下鉄のりかえ例



会場

名古屋市昭和区花見通一丁目41番地の2

名古屋市昭和区文化小劇場 ホール

電話 (052) 751-6056

交通機関のご案内

- 地下鉄 鶴舞線「川名駅」下車、2番出口より徒歩2分
- 市バス 「昭和区文化小劇場」下車、徒歩すぐ

お土産廃止のお知らせ

※株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性の観点から、配付を取り止めさせていただきます。

(注) 名古屋市昭和区文化小劇場の駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



お問合せ先：竹田印刷株式会社 総務部 名古屋市昭和区白金一丁目11番10号 電話 (052) 871-6351